

吹田市建築基準法施行細則の一部改正の骨子案

1 改正の趣旨

建築基準法が改正され、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な改修、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等の工事が行われる建築物で構造上やむを得ないものであって、市長が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、許可の範囲内で、第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限を緩和することができることとなりました。

また、同工事が行われる建築物で構造上やむを得ないものであって、市長が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものについては、許可の範囲内で、高度地区内における建築物の高さ制限を緩和することができることとなりました。

上記の許可を求める申請書に添付する図書又は書面については、同法施行規則の規定により市長が規則で定めることとされていますので、必要な添付書類について定めるため、吹田市建築基準法施行細則を改正するものです。

2 改正内容

申請書に添付する図書は、次の表の右欄に掲げる事項を明示したそれぞれ同表の左欄に掲げる図書とします。その他、市長が特に必要と認める図書及び書面の添付を求めることがあります。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び床面積並びに工場にあっては、作業場、機械設備等の位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げの材料
主要断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げの材料並びに軒及びひさしの出
日影図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間及び水平面に生じさせる日影の等時間日影線

3 施行時期

令和5年（2023年）4月1日（予定）